[事案 29-229] 入院給付金支払請求

· 平成 30 年 4 月 27 日 裁定終了

<事案の概要>

骨折により入院したため、給付金を請求したところ、約款に定める「入院」に該当しないと して支払われなかったことを不服として、入院給付金の支払いを求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

医師の指示により入院し、また通院できる状態でもなかったので、平成 25 年 12 月に契約した医療保険に基づき、入院給付金を支払ってほしい。

<保険会社の主張>

医療機関への確認の結果を踏まえると、本入院は約款上の「入院」に該当しないため、申立 人の請求に応じることはできない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会は、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、入院中の状況等を把握するため、申立人に対して事情聴取を行った。また、医学的判断の参考とするため、独自に第三者の専門医の意見を求めた。

2. 裁定結果

上記手続の結果、本入院は、常に医師の管理下において治療に専念することが必要であった ものではなく、約款上の「入院」とは認められず、その他保険会社に指摘すべき特段の個別事 情も見出せないことから、和解による解決の見込みがないと判断して、手続を終了した。